

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（認可に係る業務の内容及び方法）</p> <p>第十七条 法第三十条の第三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 価格情報に関し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 上場株券等（法第六十七条の十八第七号に規定する上場株券等を含む。第十九条第一号及び別表第一において同じ。）を取り扱い、かつ、前号に掲げる売買価格の決定方法が次に掲げる方法のいずれかに該当する場合 気配、売買価格その他の価格情報（別表第一の上欄に掲げる通知又は公表の区分に応じ、当該中欄に定める事項を含む。）を顧客に通知し、公表する方法並びに当該価格情報を通知し、公表する部署の名称及び体制</p> <p>(1) 法第二十八条第十号イに掲げる売買価格の決定方法</p> <p>(2) 法第二十八条第十号ロに掲げる売買価格の決定方法</p>	<p>（認可に係る業務の内容及び方法）</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 気配、売買価格その他の価格情報の公表方法</p>

(3) 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第一号に掲げる方法

(4) 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十七条第二号に掲げる方法

(5) (1)から(4)までに掲げる方法に類似する方法

ロ イに掲げる場合以外の場合 気配、売買価格その他の価格情報を顧客に公表する方法並びに当該価格情報を公表する部署の名称及び体制

〔八〇十二 略〕

十三 私設取引システム運営業務における有価証券の売買の内容の審査の方法及び体制並びに当該審査の結果を踏まえた対応に関する事項

十四 〔略〕

(審査等の対象となる業務の内容及び方法)

第十九条 法第三十条の四第五号及び第三十一条第六項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一 第十七条第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号に掲げるもの（上場株券等を取り扱わない場合には、第七号に掲げるものを除く。）

二 〔略〕

(業務管理体制の整備)

〔八〇十二 同上〕

〔号を加える。〕

十三 〔同上〕

(審査等の対象となる業務の内容及び方法)

第十九条 〔同上〕

一 第十七条第五号、第八号、第十号及び第十一号に掲げるもの

二 〔同上〕

(業務管理体制の整備)

第七十条の二 [略]

[26 略]

7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）若しくはこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は法第二十八条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）における有価証券の売買若しくは当該売買の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格、当該市場における有価証券の売買の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システム又は法第二十八条第八項第十号に掲げる行為（法第三十条第一項ただし書の規定により行うものに限る。）による有価証券の売買を行う市場を除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整

第七十条の二 [同上]

[26 同上]

7 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）又はこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムを除く。以下同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならぬ業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

備しなければならぬ業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

〔一・二 略〕

〔8・9 略〕

(最良執行方針等)

第二百二十四条 〔略〕

2 令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号並びに第二百五十八条第五項において同じ。)における有価証券の売買の取次ぎその他の執行の方法の内容(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含むものに限る。)を示してしなければならない。

〔一・二 略〕

〔3〜7 略〕

(注文伝票)

第二百五十八条 〔略〕

〔2〜4 略〕

5 第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ(取引所金融商

〔一・二 同上〕

〔8・9 同上〕

(最良執行方針等)

第二百二十四条 〔同上〕

2 令第十六条の六第二項の規定による最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由の記載は、取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第一号及び第六項第四号において同じ。)における有価証券の売買の取次ぎその他の執行の方法の内容(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含むものに限る。)を示してなければならない。

〔一・二 同上〕

〔3〜7 同上〕

(注文伝票)

第二百五十八条 〔同上〕

〔2〜4 同上〕

5 第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第七項に規定する取次ぎ(取引所金融商

品市場等における価格（価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。）に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

「一〇三 略」

6 「略」

（取引日記帳）

第五百五十九条 「略」

2 前項の取引日記帳は、次に掲げるところにより作成しなければならぬ。

「一〇四 略」

五 クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け若しくは買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）又は法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券の売買を行う市場（法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設するものをいう。）において行う売付け若しくは買付けであって、同一の

品市場等（取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第三号において同じ。）における価格（価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。）に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

「一〇三 同上」

6 「同上」

（取引日記帳）

第五百五十九条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 クロス取引（取引所金融商品市場において行う売付け又は買付け（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める方法により行うものに限る。）であって、同一の会員等が対する売付け又は買付けを同時に成立させるものをいう。）については、その旨を表示すること。

会員等又は顧客が対当する売付け又は買付けを同時に成立させるものをいう。)については、その旨を表示すること。

〔六〇九 略〕

〔三・四 略〕

別表第一(第十七条関係)

通知又は公表の区分	通知又は公表事項	注意事項
顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者が、その使用する電子情報処理組織において、上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合(当該申込みに係る上場株券等の売買が当該申込みの受付により直ちに成立する場合その他の者が当該申	<p>一 上場株券等の種類及び銘柄</p> <p>二 申込みに係る売付け又は買付けの別</p> <p>三 申込みに係る価格及び当該価格ごとの売付け又は買付けの別の数量</p>	<p>一 顧客又は私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者からの申込みの受付をした後直ちに顧客に通知すること。</p> <p>二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合においては、</p>

〔六〇九 同上〕

〔三・四 同上〕

〔表を加える。〕

<p>金融商品取引業者が私設取引システム運営業務において取引を行う場合における毎日の公表</p>	<p>込みに応じる余地がない場合を除く。) における通知 私設取引システム運営業務を行う金融商品取引業者が使用する電子情報処理組織において上場株券等の売買が成立した場合における通知</p>	<p>込みに応じる余地がない場合を除く。) における通知</p>
<p>初</p>	<p>一 当該上場株券等の種類及び銘柄 二 当該銘柄の売買の成立の時点における売買成立の当日の最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格 三 当該銘柄の売買の成立の時点における売買高</p>	<p>一 当該上場株券等の種類及び銘柄 二 当該銘柄の売買の成立の時点における売買成立の当日の最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格 三 当該銘柄の売買の成立の時点における売買高</p>
<p>初</p>	<p>一 総取引高は、上場株券等の種類ごとに区分し、有価証券の売買ごとに小計を付し、合計すること。</p>	<p>当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。 一 当該売買について直ちに顧客に通知すること。 二 電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は通知すべき事項が著しく急激に増加したことをその他やむを得ない事由がある場合においては、当該事由が消滅した後速やかに顧客に通知すること。</p>

<p>価格並びに数量</p> <p>三 上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものについて、銘柄別に、額面金額、最高価格、最低価格、最初の価格及び最終価格並びに数量</p>	<p>二 有価証券は、その種類ごとに区分すること。</p> <p>三 株券の配列は、産業部門ごとに区分すること。</p> <p>四 上場株券等のうち株券及び新株予約権付社債券以外のものの額面金額は、毎月一回額面五十円以外のものにつき通知及び公表することである。</p> <p>五 新株予約権付社債券の発行価格は、毎月一回通知及び公表することである。</p> <p>六 有価証券の売買その他の取引の種類ごとに区分する</p>
---	---

<p style="text-align: center;">1)と。</p>	<p>別表第二(第二百二十五条の八関係) 「表略」</p>	<p>別表(第二百二十五条の八関係) 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>		